

高島市不妊に悩む方への特定治療支援事業

高島市では子どもを安心して産み育てられる環境を支援するため、不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精および顕微授精）にかかる医療保険外診療分の費用の一部を助成しています。

対象 次の全てを満たす方

- 「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けている
- 治療期間中・申請時において、夫婦のいずれかが高島市に住所がある
- 申請時に、夫婦ともに市税を完納している ※交付申請時に納付義務のないものは除く

申請 ①～⑥の書類を高島市健康推進課または市内各支所へ申請してください。

- ① 高島市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書兼請求書
- ② 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の写し
- ③ 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書の写し
- ④ 医療機関が発行する領収書の写し
- ⑤ 夫婦それぞれの納税証明書（申請書提出時から30日以内に発行されたもの）
 - ※納税証明書…市役所市民課または各支所で取得できます。
 - 「高島市税の未納がないことの証明書（完納証明書）」が必要であるとお伝えください。（申請には、本人確認書類（免許証等）と手数料200円（1通あたり）が必要です。）
- ⑥ 振込先通帳の写し ※振込先は、申請者の口座に限ります。
- ⑦ 印鑑

申請期限 特定不妊治療が終了した日の翌年度末までに申請してください。

※特定不妊治療が終了した日は、「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」の治療期間欄の日で判断します。

助成額 治療にかかった費用のうち、県からの助成額を差し引いた額

1回につき上限5万円 または 2万5千円（裏面参照） ※100円未満の端数切り捨て

助成の可否決定 申請後、審査の上、可否決定通知書を送付します。

◆なお、治療費助成を受けた受診分は、確定申告の際に医療費控除の対象外となります。

<お問い合わせ先> 高島市健康福祉部健康推進課（新旭保健センター内）
電話 0740-25-8078

治療方法	助成上限額		治療内容
		男性不妊治療	
A	5万円	5万円	新鮮胚移植を実施
B	5万円	5万円	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施 (採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
C	2万5千円	—	以前に凍結した胚による胚移植を実施
D	5万円	5万円	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	5万円	5万円	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止
F	2万5千円	5万円	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止